

第 5 次朝霞市総合計画後期基本計画策定方針

令和元年 5 月 3 0 日

市長決裁

1 計画策定の趣旨

本市は、平成 2 8 年 3 月に第 5 次朝霞市総合計画基本構想及び前期基本計画を策定し、市の将来像として「私が暮らし続けたいまち 朝霞」を掲げ、その実現に向けて施策や事業を展開している。現行の前期基本計画の計画期間が終了を迎えた後も、計画的な行政運営を行っていくため、後期基本計画を策定する。

| | | | | |
|-----------|--------|--------------|---------|------------|
| 第 5 次総合計画 | 基本構想 | 平成 2 8 年度～令和 | 7 年度 | |
| | 前期基本計画 | 平成 2 8 年度～令和 | 2 年度 | |
| | 後期基本計画 | 令和 | 3 年度～令和 | 7 年度 ※策定対象 |

総合計画の構成

第 5 次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成する。

(1) 基本構想 10 年間

まちづくりを進めるための施策の基本方針を示す。

(2) 基本計画 5 年間

基本構想を実現するための施策の実施方針、体系、主要な事業を示す。前期 5 年、後期 5 年の 2 期に分け策定する。

(3) 実施計画 3 年間

基本計画で定めた施策や主要な事業などの具体的な実施期間や方策を示す。3 年間の計画として策定し、1 年ごとに見直しを行う。

2 基本的な考え方

総合計画は、本市の最上位の計画であり、将来の行政需要やまちづくりの方向性等を市民と行政が共有するとともに、これからのまちづくりに向けた施策を総合的かつ体系的にまとめる計画として策定するものである。

後期基本計画の策定に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 基本構想に基づく計画

基本構想は、本市を取り巻く社会情勢の変化、構想期間を基にした将来予測等を踏まえ、市民が求める市の将来像を具体化し、まとめたものである。後期基本計画の策定においては、前期基本計画と同様、基本構想に掲げた将来像「私が暮らし続けたいまち 朝霞」を実現するための施策を総合的かつ体系的にまとめた計画とする。

(2) 行政評価制度との連動

後期基本計画を策定するに当たっては、行政評価制度を活用して前期基本計画の総括

評価を行い、総括結果を踏まえ、これからのまちづくりにおける論点や課題を明らかにする。

なお、行政評価による計画の進行管理が、市民から見て、より明瞭となるよう、引き続き基本概念「安全・安心なまち」、「子育てがしやすいまち」、「つながりのある元気なまち」、「自然・環境に恵まれたまち」の視点に基づいた評価を行えるようにする。

また、後期基本計画においても各施策に数値目標を掲げることとし、施策の進捗状況を客観的に検証できるようにする。

(3) 市民参画

市民の声を広く反映できるよう市民参画の機会の充実を図るとともに、効果的、効率的な手法を取り入れる。

(4) 職員参画

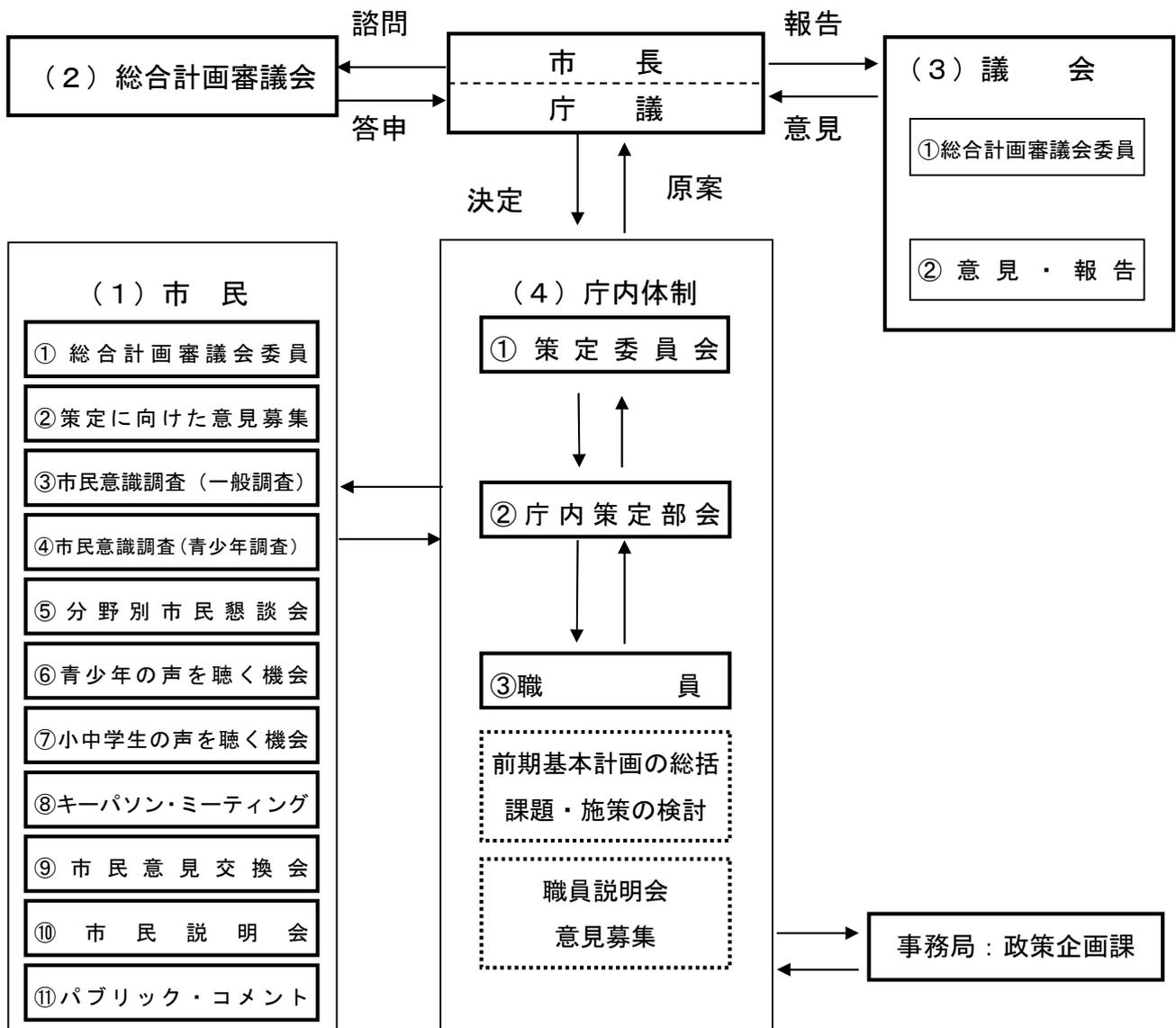
総合計画は、本市の最上位の計画であることから全庁を上げて策定作業を行うこととする。

また、計画策定後に各部、課が責任をもって計画を推進できるよう策定段階から各部、課を主体として検討を行う。また、全職員が自らの業務が総合計画を踏まえたものであることを意識することができるよう意見収集や計画への理解促進の機会を設ける。

(5) 個別計画との整合性

後期基本計画と個別計画の関係性をより明確にすることで、総合計画の理念・構想を個別計画に反映するとともに、個別計画の策定・実行に当たって蓄積された成果や反省を基本計画に活かすことによって、整合性を高め、充実した計画となるよう努める。

3 策定体制



(1) 市民

後期基本計画を策定するに当たっては、様々な方法で市民参画を推進する。

①総合計画審議会委員

- ・ 公募委員候補者制度における名簿登載者及び一般応募者の中から市民を審議会委員として委嘱する。(5人)
- ・ 後期基本計画策定のための審議を行う。

②後期基本計画策定に向けた意見募集

- ・ 後期基本計画の策定に当たり、理想のまちの姿、まちの課題等について意見を募集する。

③市民意識調査（一般調査）

- ・ 市政に対する現状評価や施策要望等を把握する。

④市民意識調査（青少年調査）

- ・ 朝霞市に対する意識やまちづくりへの関心等を把握する。

⑤分野別市民懇談会

- ・ 一般市民のまちづくりに対する意識や意見を把握する。

⑥青少年の声を聴く機会

- ・ 朝霞市の将来を担う青少年のまちづくりに対する意識や意見等を把握するため、意見交換会を開催する。

⑦小中学生の声を聴く機会

- ・ 朝霞市の将来を担う小学生・中学生のまちづくりに対する意識や意見等を把握するため、教育関係者等との連携も図りながら、声を聴く機会を設ける。

⑧キーパーソン・ミーティング

- ・ 公共サービスの直接の利用者や児童、生徒を始め、幼稚園・保育園等の保護者、市民団体、事業者等とまちの課題や今後目指すべき方向性などについて意見交換を行う。

⑨市民意見交換会

- ・ 後期基本計画の骨子案を基に、意見交換会を開催する。

⑩市民説明会

- ・ 後期基本計画素案に対する意見等を把握するため、市民説明会を開催する。

⑪パブリック・コメント

- ・ 後期基本計画骨子案及び素案に対する意見等を把握するため、パブリック・コメントをそれぞれ行う。

(2) 総合計画審議会

後期基本計画策定について必要な事項を調査審議するため、審議会を設置する。審議会は、学識経験者、各種団体の代表、公募による市民等で構成する。

(3) 議会

①総合計画審議会委員

- ・ 市議会から推薦を受けた市議会議員を審議会委員として委嘱する。(3人)

②意見・報告

- ・ 後期基本計画策定に係る意見を聴く。
- ・ 後期基本計画素案について、全員協議会において報告する。

(4) 庁内体制

①策定委員会

- ・ 委員長は市長公室長とし、副委員長は委員の互選とする。
- ・ 委員は部長の職にある職員（市長公室長、危機管理監、総務部長、市民環境部長、福祉部長、こども・健康部長、都市建設部長、会計管理者、上下水道部長、議会事務局、学校教育部長、生涯学習部長、監査委員事務局長）とする。
- ・ 庁内策定部会においてまとめた後期基本計画原案等について、審議及び調整を行い、庁議に提出する。

②庁内策定部会

- ・ 部長及び課長の職にある職員で構成する。
- ・ 部会長及び副部会長は委員の互選により定める。

| 部会名 | 構成 |
|--------|---|
| 総務部会 | 市長公室、危機管理室、総務部、検査室、会計管理者、出納室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局 |
| 市民環境部会 | 市民環境部、農業委員会事務局 |
| 健康福祉部会 | 福祉部、こども・健康部 |
| 都市建設部会 | 都市建設部、上下水道部 |
| 教育部会 | 学校教育部、生涯学習部 |

※組織機構の変更等が生じた場合は、上表の組織に対応する部署により構成する。

③職員

市の基本方針となる計画を策定することから、全庁的な協力体制を確立するとともに、職員参画を促進し、職員のさまざまなアイデアを計画に反映し、実効性のある計画とする。

- ・ 前期基本計画の総括評価、課題の検討、施策の立案、個別計画との整合性の確認などに取り組む。
- ・ 職員説明会や前期基本計画素案に係る意見募集の機会を通じ、策定に参加する。
- ・ 後期基本計画素案に対する意見等を把握するため、職員コメントを実施する。

4 後期基本計画策定のスケジュール

| | | |
|-------|-----|--|
| 平成31年 | 4月 | 前期基本計画の総括 後期基本計画策定に向けた意見募集 |
| 令和元年 | 5月 | 基礎調査の実施（～9月頃） |
| | 6月 | 策定方針の決定 |
| | 7月 | 市民意識調査（一般調査、青少年調査） 青少年の声を聴く機会 小中学生の声を聴く機会 |
| | 8月 | 分野別市民懇談会 |
| | 10月 | キーパーソン・ミーティング 基本構想時点修正の検討 |
| 令和2年 | 2月 | 後期基本計画骨子案の決定 市民意見交換会・職員説明会 パブリック・コメント（骨子案） |
| | 7月 | 分野別市民懇談会 青少年の声を聴く機会 小中学生の声を聴く機会 |
| | 10月 | 後期基本計画素案の決定 市民意見説明会・職員説明会 パブリック・コメント（素案） |
| 令和3年 | 1月 | 審議会から市長へ答申 |
| | 2月 | 後期基本計画案の確定（庁議） |
| | 3月 | 後期基本計画の策定 |